

## 「旧宅地造成等規制法」の変更許可申請手数料の改正について

(環境局盛土対策課)

### 1 概要

- ・旧宅地造成等規制法(以下「旧法」と言う)は、既に廃止されており、令和7年5月26日以降は新規の許可申請は発生しませんが、許可済の案件については旧法に基づく工事の規制が引き続き適用されることから、令和7年5月26日以降も変更許可の手続きに伴う手数料を徴収しています。
- ・上記手数料について、受益者負担の適正化等のため、令和7年12月議会で改正を行いました。

### 2 手数料の内容

#### (1) 算定根拠

- ・静岡県手数料徴収条例 別表3 424の6  
(宅地造成工事計画変更許可申請手数料)

#### (2) 変更許可申請手数料の算定方法

- ・以下区分①～③の合算額ですが、最大額(431,800円)を上限とします。

区分	考え方
①設計変更(②のみ該当する場合を除く)	変更前の土地(②に該当せず、面積縮小を伴う場合は縮小後の土地)の許可申請の面積区分での手数料額の10%
②新たな盛土・切土の土地を生ずる変更	新たな盛土・切土の土地に係る面積区分に応じた許可申請での手数料額
③その他の変更	10,400円(旧法施行規則で定める軽微な変更(※)は除く)

(※) 軽微な変更(旧法施行規則第26条から)

- 1 造成主、設計者又は工事施行者の変更
- 2 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

#### (3) 変更許可申請手数料の金額

(単位:円)

区分	面積 (㎡)	変更前(～R8. 3. 31)	変更後(R8. 4. 1～)
宅地造成等規制法(旧法) 変更許可の算定基礎となる金額	500以下	12,000	<u>12,700</u>
	500超 1,000	21,000	<u>21,700</u>
	1,000超 2,000	31,000	<u>32,000</u>
	2,000超 5,000	47,000	<u>48,500</u>
	5,000超 10,000	67,000	<u>68,900</u>
	10,000超 20,000	110,000	<u>113,300</u>
	20,000超 40,000	170,000	<u>174,900</u>
	40,000超 70,000	250,000	<u>257,300</u>
	70,000超 100,000	340,000	<u>349,600</u>
	100,000超	420,000	<u>431,800</u>
	その他変更	10,000	<u>10,400</u>

### 3 適用

- ・令和8年4月1日以降に申請を受け付けるものに適用します。  
(上記日付以前に申請を受け付けたものは、なお従前の例によります。)